

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成26年11月6日
【会社名】	ローランド ディー・ジー・株式会社
【英訳名】	Roland DG Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 富岡 昌弘
【本店の所在の場所】	静岡県浜松市北区新都田一丁目6番4号
【電話番号】	(053)484-1200(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画本部長 長野 直樹
【最寄りの連絡場所】	静岡県浜松市北区新都田一丁目6番4号
【電話番号】	(053)484-1200(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画本部長 長野 直樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 625,482,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	143,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成26年11月6日開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	143,000株	625,482,000	
一般募集			
計(総発行株式)	143,000株	625,482,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
4,374		100株	平成26年11月26日(水)		平成26年11月26日(水)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
ローランド ディー・ジー・株式会社 総務サービス部	静岡県浜松市北区新都田一丁目6番4号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 浜松支店	静岡県浜松市中区田町224-31

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
625,482,000		625,482,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分により調達する資金については、全額、払込期日以降、順次、平成27年3月期の諸費用支払等の運転資金として充当する予定です。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要(平成26年11月6日現在)

名称	株式会社りそな銀行(信託口) (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))
本店の所在地	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第12期(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日) 平成26年6月25日 近畿財務局長に提出

b 提出者と割当予定先との間の関係(平成26年11月6日現在)

出資関係	割当予定先は当社の普通株式140,000株(発行済株式総数の0.97%)を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	預金取引、資金借入等の銀行取引。

役員向け株式給付信託の内容

当社は、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者とする役員向け株式給付信託契約を締結します。役員向け株式給付信託契約に基づいて設定される信託を「役員向け株式給付信託」といいます。また、株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託します。割当予定先である株式会社りそな銀行(信託口)(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))(以下「本信託」といいます。)は、役員向け株式給付信託によって設定される信託であります。

(1) 概要

役員向け株式給付信託は、予め当社が定めた株式給付規程(役員向け)に基づき、当社の取締役(社外取締役を除きます。)、当社の執行役員(当社と委任契約を締結している者に限ります。))及び当社グループ会社の一定の役員(以下「取締役等」と総称します。))が退職した場合等に、所定の受益者確定手続を履践した退職者等に対し当社株式(ただし、当社株式を給付できない場合は、当該株式の処分によって得られた金銭から費用を控除した後の金銭。以下「当社株式等」と総称します。))を給付する仕組みです。

当社は、退職及び業績連動目標の達成度に応じて取締役等にポイントを付与します。取締役等は、原則として、退任又は退職して、当社及び当社グループ会社の役員、使用人その他の従業者でなくなった後に所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時のポイント数に応じた当社株式等の給付を受けることができます。取締役等に対し給付する当社株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

役員向け株式給付信託の導入により、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることが期待できます。

当社は本信託に金銭を信託します。本信託は株式給付規程(役員向け)に基づき取締役等に将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する当社株式を本自己株式処分及び(必要に応じて)その他の方法により取得します。

本自己株式処分については、本信託と当社の間で本届出書の効力発生後に締結される予定の株式譲渡契約に基づいて行われます。

役員向け株式給付信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、役員向け株式給付信託契約に従い、信託管理人は本信託に対して議決権行使の指図を行わず、本信託は議決権を行使しないものとします。なお、信託管理人には、当社と利害関係のない第三者(弁護士)が就任します。

(参考)役員向け株式給付信託の概要

信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託

委託者：当社

受託者：株式会社りそな銀行

株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。

受益者：下記(2)記載の者

信託管理人：当社と利害関係のない第三者(弁護士)

信託期間：平成26年11月25日(予定)より本信託が終了する日まで

株式給付規程(役員向け)の施行日：平成26年11月25日(予定)

議決権行使：行使しないものとします。

配当の取扱い：信託財産である当社株式に係る配当は、受託者が受領し、当社株式の取得代金や信託費用・信託報酬の支払いに充てられます。

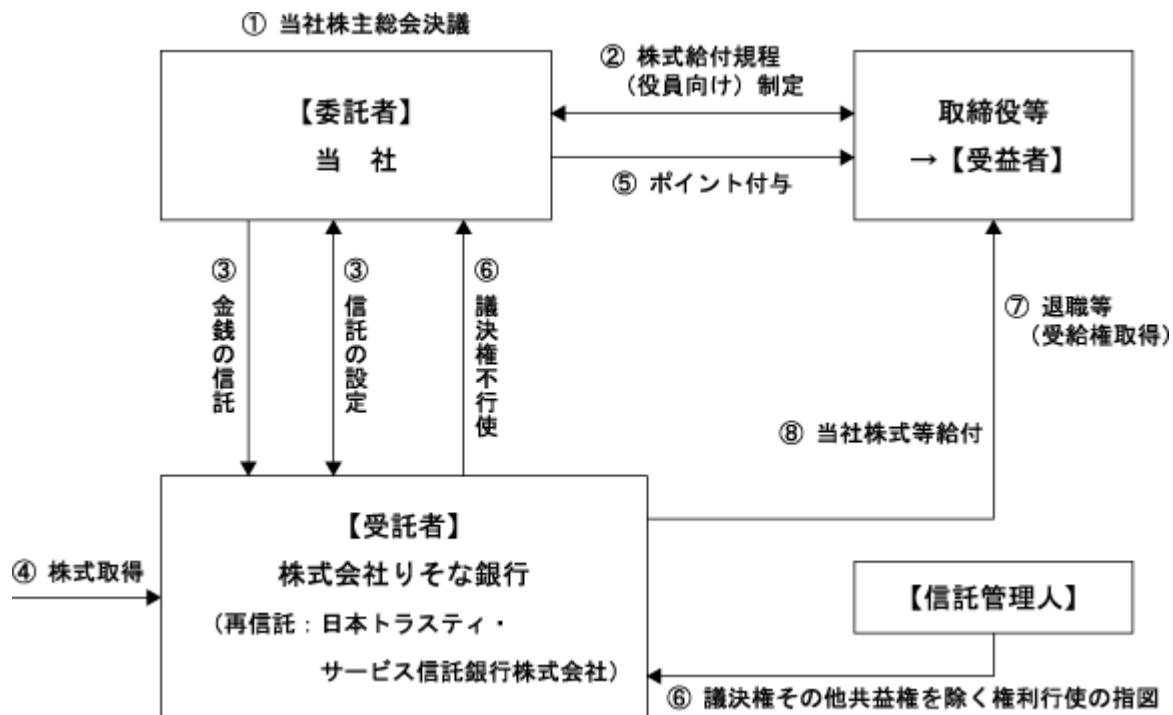
信託終了時の取扱い：信託が終了し、受益者への当社株式又は金銭の給付、信託費用・信託報酬の支払いが行われた後の残余財産は、帰属権利者である当社に帰属します。

(2) 受益者の範囲

取締役等又は当該取締役等が死亡した場合における受給者として株式給付規程(役員向け)に定める者のうち、役員向け株式給付信託契約に従った受益者として確定されるための手続を履践した者。

信託設定時において受益者は存在しません。

(役員向け株式給付信託の仕組み)



当社は、平成26年6月18日開催の株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において取締役の報酬の承認の決議を得ております。

当社は、株式給付規程(役員向け)を制定し、取締役等へのポイント付与・株式給付の基準等を定めます。

当社は、本株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し役員向け株式給付信託を設定します。

受託者は、信託された金銭を原資として当社株式を取得します。

当社は、株式給付規程(役員向け)に基づき取締役等にポイントを付与します。

役員向け株式給付信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権については一律不行使とします。

取締役等は、退職等株式給付規程(役員向け)に定める受益者要件を満たした場合、受益者となり、当社株式又は金銭の受給権を取得します。

受託者は、受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式等を給付します。

役員向け株式給付信託が終了し、受益者への当社株式又は金銭の給付・信託費用の支払い等が行われた後の残余財産は、帰属権利者である当社に帰属します。

株式給付型E S O P信託の内容

当社は、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者とする株式給付型E S O P信託契約を締結します。株式給付型E S O P信託契約に基づいて設定された信託を「株式給付型E S O P信託」といいます。また、株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託します。割当予定先である株式会社りそな銀行(信託口)(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))(本信託)は、株式給付型E S O P信託によって設定される信託であります。

(1) 概要

株式給付型E S O P信託は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の資格等級以上の当社の従業員(以下「管理職社員」といいます。)が退職した場合等に、所定の受益者確定手続を履践した退職者等に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、役職及び業績連動目標の達成度に応じて管理職社員にポイントを付与します。管理職社員は、原則として、退職した後に所定の受益者確定手続を行うことにより、退職時のポイント数に応じた当社株式の給付を受けることができます。管理職社員に対し給付する当社株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

株式給付型E S O P信託の導入により、従業員への福利厚生サービスをより一層充実させるとともに、当社の業績や株価への意識を高めることで中長期的な業績の向上と企業価値の増大を図ることに寄与することが期待できます。

当社は本信託に金銭を信託します。本信託は株式給付規程に基づき管理職社員に将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する当社株式を本自己株式処分及び(必要に応じて)その他の方法により取得します。

本自己株式取得については、本信託と当社の間で本届出書の効力発生後に締結される予定の株式譲渡契約に基づいて行われます。

株式給付型E S O P信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託管理人又は受益者代理人が株式給付型E S O P信託契約に定める「信託管理人のガイドライン」に従って議決権行使の指図を本信託に行い、本信託はその指図に従い議決権行使を行います。なお、信託管理人には、当社と利害関係のない第三者(弁護士)が就任します。

(参考)株式給付型E S O P信託の概要

信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託

委託者：当社

受託者：株式会社りそな銀行

株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。

受益者：下記(2)に記載の者

信託管理人：当社と利害関係のない第三者(弁護士)

信託期間：平成26年11月25日(予定)より本信託が終了する日まで

株式給付規程の施行日：平成26年11月25日(予定)

議決権行使：受託者は、信託管理人からの指図に基づき、当社株式の議決権を行使します。

配当の取扱い：信託財産である当社株式に係る配当は、受託者が受領し、当社株式の取得代金や信託費用・信託報酬の支払いに充てられます。

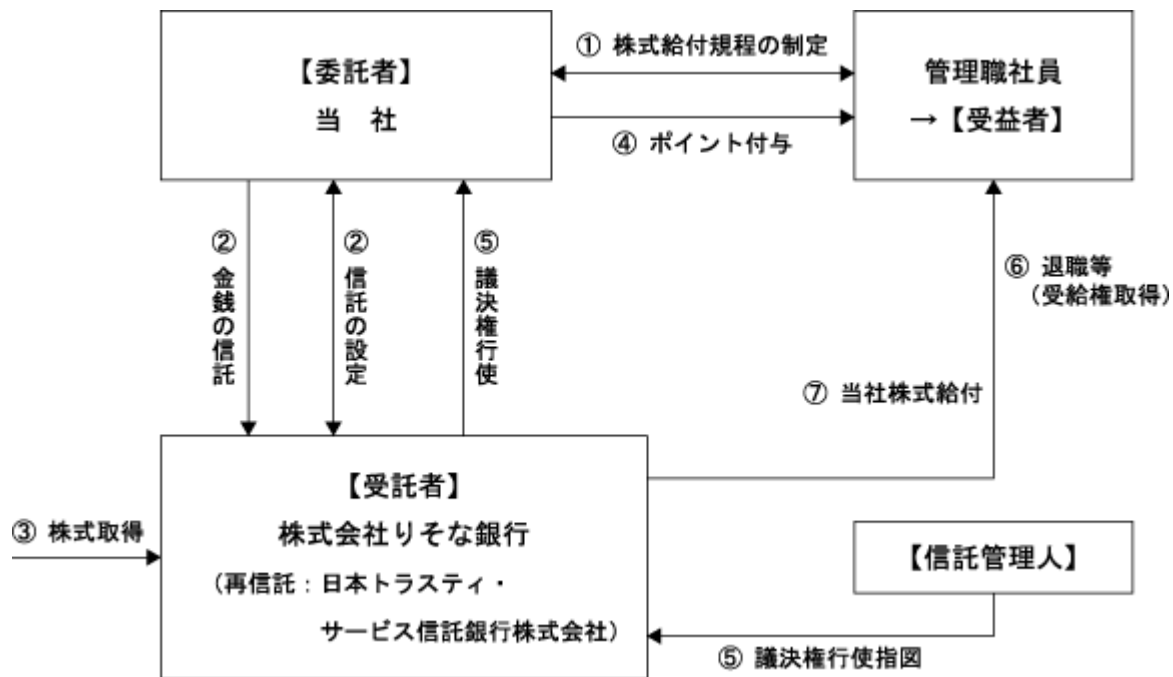
信託終了時の取扱い：信託が終了し、受益者への当社株式の給付、信託費用・信託報酬の支払いが行われた後の残余財産は、帰属権利者である当社に帰属します。

(2) 受益者の範囲

管理職社員又は当該管理職社員が死亡した場合における受給者として株式給付規程に定める者のうち、株式給付型E S O P信託契約に従った受益者として確定されるための手続を履践した者。

信託設定時において受益者は存在しません。

(株式給付型E S O P信託の仕組み)



当社は、株式給付規程を制定し、管理職社員へのポイント付与・株式給付の基準等を定めます。

当社は、金銭を拠出し株式給付型E S O P信託を設定します。

受託者は、信託された金銭を原資として当社株式を取得します。

当社は、株式給付規程に基づき管理職社員にポイントを付与します。

受託者は、信託管理人からの指図に基づき、当社株式の議決権を行使します。

管理職社員は、退職等株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、受益者となり、当社株式の受給権を取得します。

受託者は、受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

株式給付型E S O P信託が終了し、受益者への当社株式の給付・信託費用の支払い等が行われた後の残余財産は、帰属権利者である当社に帰属します。

c 割当予定先の選定理由

今般、当社は役職員に対して当社株式を給付し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大を図る目的で役員向け株式給付信託及び株式給付型E S O P信託を導入することとしました。

そして、かかる役員向け株式給付信託及び株式給付型E S O P信託の導入にあたり、当社の保有する自己株式の有効活用のため、信託に対して自己株式の割当を行うことといたしました。

当社は、「b 提出者と割当予定先との間の関係」 役員向け株式給付信託の内容及び 株式給付型E S O P信託の内容に記載しましたとおり、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者として役員向け株式給付信託契約及び株式給付型E S O P信託契約を締結する予定であり、かかる契約に基づいて本信託が当社株式を保有することになることから、本信託を割当予定先として選定したものです。

d 割り当てようとする株式の数

143,000株

(役員向け株式給付信託104,000株及び株式給付型E S O P信託39,000株)

e 株券等の保有方針

株式会社りそな銀行(信託口)は、役員向け株式給付信託契約及び株式給付型E S O P信託契約に基づき、本自己株式処分により取得する当社株式を、受益者に給付するために日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)に対して再信託した上で、信託期間内において株式給付規程(役員向け)及び株式給付規程に基づき当社株式等を信託財産として受益者に給付するために保有するものであります。

なお、当社は株式会社りそな銀行(信託口)との間において、払込期日(平成26年11月26日)から2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社は、株式給付規程(役員向け)及び株式給付規程に基づき取締役等及び管理職社員に給付するための当社株式を予め取得するために、本信託に金銭を信託します。当社からの信託金をもって、払い込みに要する資金に相当する金銭が払込期日において信託財産内に存在する旨、平成26年11月25日に締結する予定の役員向け株式給付信託契約書及び株式給付型E S O P信託契約書によって確認しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である本信託は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使等について、信託管理人又は受益者代理人の指図に従います。

役員向け株式給付信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託管理人が本信託に対して議決権行使の指図を行わず、本信託は議決権を行使しないものとします。信託管理人には、当社と利害関係のない第三者(弁護士)が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。信託管理人及び受益者代理人は、本信託に対して権利行使等(議決権その他の共益権の行使を除きます。)に関する指図を行うに際しては、役員向け株式給付信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。

また株式給付型E S O P信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託管理人が株式給付型E S O P信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従って議決権行使の指図を本信託に対して行い、本信託はその指図に従い議決権行使を行います。信託管理人には、当社と利害関係のない第三者(弁護士)が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、本信託の受託者である株式会社りそな銀行及び再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌等の公開情報に基づく調査並びに役員向け株式給付信託契約及び株式給付型ESOP信託契約の確認を行い、当社としましては、割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないと判断いたしました。当社は、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1か月間(平成26年10月6日から平成26年11月5日まで)の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である4,374円(円未満切捨)といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

当該価額は、取締役会決議日の直前営業日(平成26年11月5日)の終値である4,660円に対して93.86%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日からさかのぼる直近3か月間(平成26年8月6日から平成26年11月5日まで)の終値平均4,416円(円未満切捨)に対して99.05%を乗じた額であり、また取締役会決議日の直前営業日からさかのぼる直近6か月間(平成26年5月7日から平成26年11月5日まで)の終値平均4,063円(円未満切捨)に対して107.65%を乗じた額となっております。これらを勘案した結果、当該価額は、特に有利な処分価額には該当せず、合理的なものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名全員(内2名は社外監査役)が、当該処分価額が直近の市場価格から著しく乖離しているわけではないことから特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、株式給付規程(役員向け)及び株式給付規程に基づく給付予定株式総数に相当するものであり、その希薄化の規模は平成26年9月30日現在の発行済株式総数14,385,511株に対し0.99%(小数点第3位を四捨五入、平成26年9月30日現在の総議決権個数142,361個に対する割合1.00%)と小規模なものであり、かつ本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。加えて本自己株式処分は取締役等及び管理職社員の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高め、当社の企業価値向上に繋がることから、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
ローランド株式会社	静岡県浜松市北区細江町中川 2036番地の1	3,560,000	25.01	3,560,000	24.76
TAIYO FUND, L.P. (常任代理人: シティバンク 銀行株式会社)	5300 CARILLON POINT, KIRKLAND, WA 98033 U.S.A. (東京都新宿区新宿六丁目27番 30号)	1,683,800	11.83	1,683,800	11.71
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番 3号	735,400	5.17	735,400	5.11
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番 11号	551,800	3.88	694,800	4.83
ビーエヌワイエムエルノン トリーティーアカウント (常任代理人: 株式会社三菱 東京UFJ銀行)	VERTIGO BUILDING - POLARIS 2-4RUE EUGENE RUPPERT L- 2453 LUXEMBOURG GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG (東京都千代田区丸の内二丁目 7番1号)	446,900	3.14	446,900	3.11
ローランド ディー・ジー・社 員持株会	静岡県浜松市北区新都田一丁 目6番4号	375,100	2.63	375,100	2.61
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口 9)	東京都中央区晴海一丁目8番 11号	344,900	2.42	344,900	2.40
富岡 昌弘	静岡県浜松市北区	312,600	2.20	312,600	2.17
ステート ストリートバン ク アンド トラスト カンパ ニー (常任代理人: 株式会社みず ほ銀行)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都中央区月島4丁目16番 13号)	143,900	1.01	143,900	1.00
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2 丁目2番1号	140,000	0.98	140,000	0.97
計		8,294,400	58.26	8,437,400	58.68

(注) 1. 平成26年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 当社保有の自己株式146,000株は、割当後3,000株となります。

3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の割当後の所有株式数のうち、役員向け株式給付信託及び株式給付型E S O P信託に係る株式数は143,000株です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第33期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)平成26年6月19日 東海財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第34期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)平成26年8月8日 東海財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第34期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)平成26年11月6日 東海財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成26年11月6日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成26年6月20日に東海財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書(第33期事業年度)及び四半期報告書(第34期事業年度第1四半期及び第2四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成26年11月6日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成26年11月6日)現在において変更の必要はないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。